

# 令和7年度宮城県立船岡支援学校高等部入学者募集要項

## 第1 学科名、修業年限及び募集定員

学科	修業年限	募集定員
普通科	3年	20名

## 第2 第一次募集

### 1 出願資格

県立特別支援学校の高等部に出願できる資格を有する者は、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の肢体不自由がある者で、令和7年3月末日までに、中学校、特別支援学校（肢体不自由）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者とする。

なお、本校は以下の三つの類型があり、類型ごとに選考を実施する。

類型	教育課程	対象	必要手帳
I 類型	高等学校に準ずる教育課程	知的障害がない生徒	身体障害者手帳 ※1
II 類型	各教科等を合わせた指導を主とした教育課程	知的障害を併せ有する生徒	身体障害者手帳と療育手帳 ※2
III 類型	自立活動を主とした教育課程		

※1 身体障害者手帳がない場合は、下記のいずれかの条件を満たすことで出願資格とする。

- (1) 中学校特別支援学級（肢体不自由）又は、肢体不自由特別支援学校中学部のI 類型に在籍している。
- (2) 市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が肢体不自由があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書。

※2 療育手帳がない場合は、下記のいずれかの条件を満たすことで出願資格とする。

- (1) 市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書。
- (2) 肢体不自由特別支援学校中学部のII 類型、III 類型に在籍している。

また、本校高等部を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。

イ 志願者、保護者、担任は、事前に本校の教育相談を受けること。

ロ 教育相談は、次の日程で実施する。

<第1期> 寄宿舍入舎希望者：令和6年11月25日（月）から11月29日（金）

<第2期> 通学希望者：令和7年1月9日（木）から1月15日（水）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※期間内であっても実施できない時間帯があるので、教育相談申込書を確認すること。

### 2 併願の不可

出願できる県立特別支援学校高等部は一つの学校に限るものとする。また、県立支援学校高等学園、公立高等学校との併願は認めない。

### 3 出願手続

- (1) 入学願書（本校が指定したもの）、調査書（本校が指定した様式1と様式2のいずれか一つ）は、本校校長が交付する。
- (2) 志願者は、出願に必要な書類を教育相談時に請求する。また、本校のホームページからダウンロードすることもできる。
- (3) 志願者は、入学願書及び本校が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は本校校長に提出する。出願場所は、宮城県立船岡支援学校事務室とする。  
なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒1通（長形3号<120×235mm>の封筒に、簡易書留速達郵便料金<760円>分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号を明記したもの。）と併せて、本校校長に送付すること。
- (4) 出願書類を持参した場合、受理後、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を手渡す。郵送の場合には、提出された封筒により送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。
- (5) 出願に係る手数料は、徴収しない。
- (6) 受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む。）は、出願の取消等があっても返還しない。

### 4 出願期間

- (1) 出願期間は、令和7年2月10日（月）から2月14日（金）までとする。
- (2) 受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時までとする。ただし、受付最終日は、午前11時までとする。

### 5 県外からの出願

#### (1) 出願資格と出願承認の申請

他の都道府県に住所を有する者又は他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学位を卒業した者若しくは令和7年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和7年3月修了見込みの者。

上記に該当し、やむを得ない理由（住所の異動によるもの、本校に就学することがやむを得ないと認められる合理的事由がある場合）により本校高等部に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を本校校長に提出し、承認を得なければならない。

#### (2) 提出書類と出願承認手続

イ 出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

(イ) 県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第1号）

(ロ) 本校高等部入学を志願する理由を証明する書類

ロ 出願承認手続きの受付期間は、令和6年11月12日（火）から令和7年2月10日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

なお、出願承認手続きは、遅滞なく行うこと。

ハ 本校校長は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第1号）を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないと認めたときは、志願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第2号）を交付する。

ニ 本校高等部について出願の承認を受けた者は、出願に際して、本校校長から交付された県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第2号）を出願書類に添え出身学校長を経て本校校長に提出する。

## 6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第3号）により出身学校長を経て、速やかに本校校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

## 7 追検による選考の実施

- (1) 第一次募集選考日当日に各学校で実施する諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。
- (2) 追検による選考は、第一次募集選考日当日に諸検等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
  - イ インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
  - ロ その他やむを得ない事由のある者
- (3) 第一次選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、本校校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。
- (4) 追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。
- (5) 実施上の手続きは以下のとおりとする。
  - イ やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検者は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
  - ロ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時までに、本校校長へ電話等で連絡する。
  - ハ 当該出身学校長は、令和7年3月5日（水）午後5時までに、追検による選考申請書（様式第7号-1）に証明書類等を添付し、本校へ持参又は郵送する。
  - ニ 申請書及び証明書类等（以下「申請書類」という）を受理した本校校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長に追検による選考受検許可証（様式第7号-2又は4）を送付する。
  - ホ 追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。
  - ヘ 追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

## 8 選考期日及び合格者の発表

- (1) 選考日 令和7年3月4日（火）  
※追検による選考を実施する場合 令和7年3月7日（金）
- (2) 場所 宮城県立船岡支援学校（場所については、当日掲示する）
- (3) 選考方法 出願書類、諸検査等の結果を総合的に判断して行う。
- (4) 検査の内容は、以下のとおりとする。

検査	教育課程	検査科目・内容
検査Ⅰ	Ⅰ類型（高等学校に準ずる教育課程）	国語、数学、英語の総合問題
検査Ⅱ	Ⅱ類型（各教科等を合わせた指導を主とした教育課程）	国語、数学の総合問題
検査Ⅲ	Ⅲ類型（自立活動を主とした教育課程）	日常生活における基本動作の観察

(5) 日程

受付 8:30 ~ 8:50

オリエンテーション 8:50 ~ 9:00

検査・面接

検査Ⅰ

検査Ⅱ

検査Ⅲ

<Ⅰ類型> <Ⅱ類型>

<Ⅲ類型>

総合問題 9:20~10:05

観察等 9:20~9:50

面接 10:35~

面接 10:10~

(6) 合格者の発表

イ 令和7年3月13日(木)午後3時、本校職員玄関前に受検番号で掲示する。その後、結果通知及び合格通知書を本校事務室にて配付する。

ロ 合格者の発表は、本校ホームページにも掲載するが、電話等による選考結果の問合せには応じない。

ハ 結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通(角形2号<240×332mm>の封筒に簡易書留速達郵便料金<1,260円>分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。)を事前に本校に送付すること。

ニ 第二次募集に合わせた選考の場合、別に定め公表する。

### 第3 第二次募集

#### 1 第二次募集の実施

(1) 合格者数が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。

(2) 出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

#### 2 出願資格

第二次募集に出願できる者は、第一次募集の出願資格を有し、且つ、以下のいずれかに該当する者とする。ただし、以下のいずれかに該当しない場合でも、本校校長がやむを得ない理由があると判断した者は出願できるものとする。

(1) 本県の公立高等学校の第一次募集を受検し合格していない者。

(2) 本校の第一次募集に出願したが、不合格又は病気や不慮の事故等で受検できなかった者。

(3) 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない事由により県外から一家転住してきた者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことを確認できる者。

#### 3 出願制限

(1) 出願できる県立特別支援学校の高等部及び専攻科は、第二次募集を実施する県立特別支援学校の高等部及び専攻科の一つに限る。

(2) 本県の県立特別支援学校の高等部及び専攻科並びに支援学校高等学園の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

### 第4 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式第4号)により出身学校長を経て本校校長に届け出る。

## 第5 その他

### 1 学力検査教科別得点の簡易開示

学力検査教科別得点の簡易開示について、希望する受検者等は、本校に直接申し出ること。なお、開示期間は、合格発表日の翌日から1か月間とする。

### 2 諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が本校に出願する場合、諸検査等について、事前に本校校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、本校校長に受検上の配慮申請書（様式第8号－1）により申請する。
- (2) 受検上の配慮申請書（様式第8号－1）を本校で受理した後、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身校長に受検上の配慮通知（様式第8号－2）により通知する。

### 3 問合せ先

宮城県立船岡支援学校 教頭 佐々木貴芳 主幹教諭 小高むつみ  
〒989-1605 柴田町船岡南二丁目3番1号  
TEL 0224-54-2213  
FAX 0224-54-2214